

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	幌延町子ども医療費の助成関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌延町は、幌延町子ども医療費の助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幌延町長

公表日

平成27年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成関連事務
②事務の概要	<p>【概要】 ・幌延町子ども医療費の助成に関する条例等に基づき、受給者の資格管理に関する申請及び届出の事務、受給者証の引き渡し並びに返還の事務、医療費支給に関する申請の事務、この他子ども医療費の助成に関連する事務を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う業務】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項に基づき、以下の特定個人情報を事務で取り扱う。</p> <p>①資格・異動情報等の管理に関する事務 ②子ども医療費の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。</p>
③システムの名称	1. 福祉医療費助成システム(クラウド型総合行政システム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	幌延町子ども医療費の助成に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号 幌延町子ども医療費の助成に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幌延町町民課
②所属長	町民課長 藤田秀紀
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幌延町(総務課総務グループ) 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幌延町(総務課総務グループ) 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1 TEL 01632-5-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる